

栗東市立学童保育所指定管理者募集要項

栗東市こども家庭局子育て支援課

令和8年7月

目 次

1. 指定管理者の募集	1
2. 指定管理者制度導入の目的	1
3. 施設の概要	1
4. 業務の範囲	1
5. 指定予定期間	2
6. 管理の基準	2
7. 委託料について	3
8. 応募資格	3
9. 申請に必要な書類	4
10. 申請書の受付期間	5
(1) 受付期間	5
(2) 受付時間	5
(3) 受付方法	5
(4) 質問書	5
(5) 質問書の回答	5
11. 仕様書及び申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所	5
12. 選定基準及び選定方法	5
(1) 選定基準及び視点	5
(2) 選定方法	6
13. 選定結果及び理由の通知	6
14. その他	6

1. 指定管理者の募集

栗東市（以下「本市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成16年栗東市条例第12号）第3条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

2. 指定管理者制度導入の目的

学童保育所は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とした施設です。

放課後児童健全育成事業に取り組むうえで、施設のより効果的、効率的な利用を図るため、指定管理者制度を導入します。

3. 施設の概要

名 称	所在地
栗東市立金勝学童保育所	栗東市御園983番地
栗東市立葉山学童保育所	栗東市高野568番地4
栗東市立葉山東学童保育所	栗東市小野480番地1
栗東市立治田学童保育所	栗東市坊袋77番地
栗東市立治田第二学童保育所	栗東市目川840番地1
栗東市立治田東学童保育所	栗東市安養寺203番地1
栗東市立治田西学童保育所	栗東市中沢一丁目5番1号
栗東市立大宝学童保育所	栗東市綾七丁目8番3号
栗東市立大宝東学童保育所	栗東市野尻502番地1
栗東市立大宝西学童保育所	栗東市霊仙寺四丁目2番3号

上記、栗東市立学童保育所10施設を一括管理とします。

※ 詳細については、別冊「栗東市立学童保育所管理運営業務仕様書」を参照してください。

4. 業務の範囲

（1）本施設の運営に関する業務

- ア 施設の運営に関する業務
- イ 入所の承認（取り消しを含む。）に関する業務
- ウ 利用料金等の徴収に関する業務
- エ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

- (2) 本施設の維持管理に関する業務
 - ア 施設及び設備の保守点検に関する業務
 - イ 施設の清掃に関する業務
 - ウ 敷地内の清掃等に関する業務
 - エ 備品類の管理・調達
 - オ 保安警備業務
 - カ その他の維持管理
- (3) その他の業務
 - ア 事業計画書及び収支予算書の作成
 - イ 業務報告書の作成
 - ウ 事業報告書（収支決算書を含む。）の作成
 - エ 施設の法定点検、施設点検報告
 - オ 職員研修（業務研修、接遇研修、人権研修、市主催の人権研修への参加等）
 - カ 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告
- (4) 前各号に掲げるもののほか、栗東市立学童保育所の運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務
 - ※ 詳細については、別冊「栗東市立学童保育所管理運営業務仕様書」を参照してください。

5. 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

（指定期間中、会計年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、本市と協定を締結します。）

6. 管理の基準

(1) 開所時間

栗東市立学童保育所の設置および管理に関する条例第16条に基づきます

ア 小学校の授業日 午後1時から午後6時まで

イ 小学校の休業日 午前8時から午後6時まで

ただし、延長保育を必要とする利用者がある場合、小学校休業日は開所を7時30分から、いずれの日も閉所を午後7時まで延長する。

(2) 休所日

ア 12月29日から翌年1月3日まで

イ 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 休所日及び開所時間については、指定管理者が特に必要があると認める場合は、

市長の承認を得て、これを変更することができます。

7. 委託料について

管理業務に要する経費として本市が支払う金額は、会計年度ごとに締結する協定書において定めます。（申請の際に応募団体の提案した委託料が、そのまま市が支払う委託料になるものではありません。）

（1）収支予算書について

当該施設の収支予算書については、指定管理期間内の賃金上昇に加え、物価上昇の状況についても加味して今後の所要見込みを算定した予算書を提出すること。

なお、利用料金等は令和9年4月1日に施行される改正後の栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成16年栗東市条例第12号）に定める額とし、基本利用料金の上限は改正後の月額10,000円となるため留意すること。

（2）指定管理料から支出することが不適当な経費の例

- ・指定管理施設以外の広報費
- ・会社全体の法人税や別事業に使用する車両の自動車税
- ・減価償却費
- ・指定管理業務とは無関係の会費や協賛金等
- ・地方法人税（均等割、所得割を含む全て）
- ・交際費（飲食代、贈答品等）
- ・指定管理業務に係る部分以外の消費税及び地方消費税額納付額
- ・指定管理期間外に発生・支出した費用（ただし、指定管理期間の最終年度においては未払金部分を収支報告に含めるものとする。）

8. 応募資格

- （1）法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。
- （3）本市から入札参加資格の指名停止措置を受けていない法人等であること。
- （4）契約主体の所在地及び本社所在地において納期の到来している国税、県税、市税を完納している法人等であること。
- （5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- （6）市長及び市議会議員本人が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人でない法人等であること。ただし、市長が無限責任社員等で、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので二分の一以上を出資している法人及び外郭団体等は除きます。
- （7）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。

(8) 暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人等でないこと。

(9) 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかなを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けている法人等でないこと。

9. 申請に必要な書類

次の書類(⑩の書類は、共同体で申請する場合に限りです。)を提出してください。

なお、共同体で申請する場合にあっては、②、④から⑨の書類は、その構成員に係るものを提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書(様式1)

(2) 添付書類(原則A44)

① 団体概要書(様式2)

② 当該施設の事業計画書(様式3)

③ 当該施設の収支予算書(令和9年度から令和13年度までの5年間分)
(様式4)

④ 類似施設等運営実績表(様式5)

⑤ 指定申請に係る申立書(様式6)

⑥ 法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)

⑦ 法人等の指定管理者指定申請日前において作成した直近2年分の収支予算書、事業計画書、決算書及び財務諸表

⑧ 契約主体の所在地及び本社所在地の納税に関する証明書(発行から3月以内のものに限る。)

・市区町村税の完納証明書(入札参加資格審査用)

・都道府県税の完納証明書

・法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書

⑨ 印鑑証明書(発行から3月以内のものに限る。)

⑩ 共同体構成員届出書(様式7)及び栗東市立学童保育所管理運営業務に関する共同体協定書(様式8)なお、当該共同体協定書においては、構成する団体ごとの出資の割合又は責任の程度が明確となるように、関係条項を規定してください。

※ 募集開始日現在において、本市業務委託等入札参加有資格業者であるものは、⑥に掲げる登記簿謄本及び⑧に掲げる市税完納証明書を提出する必要はありません。

※ 提出部数は、別紙「指定管理者指定申請提出書類一覧」を参照してください。

申請に係る費用は、申請者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。（ファックス、電子メール等による受付はいたしません。）

※ 申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は指定管理者の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

※ 申請書等の様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

→ <http://www.city.ritto.lg.jp/>

1 0. 申請書の受付期間

- (1) 受付期間 令和8年7月2日（木）から同年7月29日（水）まで（必着）
（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時45分まで
- (3) 受付方法 担当課まで直接持参してください。（郵送等による受付はいたしません。）
- (4) 質 問 書 募集要項及び仕様書の内容について質疑がある場合は、質問書（様式7）により、令和8年7月15日（水）15時までに提出してください。（ファックス又は電子メール可（ともに到着確認のため要連絡のこと。））
- (5) 質問書の回答 ファックス又は電子メールにより回答するとともに、他の申請予定者にその内容を周知します。尚、令和8年7月15日（水）15時以降の質問については、回答できない場合がありますのでご了承ください。

1 1. 仕様書及び申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所

栗東市子ども家庭局子育て支援課子育て支援係 担当：奥田・南部
TEL：077-551-0138、FAX：077-552-9320
電子メールアドレス：kosodate@city.ritto.lg.jp
住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

1 2. 選定基準及び選定方法

(1) 選定基準及び視点

- ① 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。
 - ア 全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能な計画か
 - イ 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か
 - ウ 児童の健全育成を図るための保育の質の向上に対する考え方や取組が優れているか
 - エ 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か
- ② 適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。

- ア 管理運営体制は適切か
- イ 個人情報の保護対策は十分か
- ウ 安全管理の対策は十分か
- エ 緊急時の対応策は適切か
- オ 委託予定業務は適切に行われるか
- カ 経費削減のための効率的な運営が図られるものとなっているか
- キ 事業運営のために適切な収支計画がなされているか
- ③ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - ア 施設の広報計画が適切に行われるか
 - イ 施設の利用促進などに関する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか
 - ウ 取組や提案は実施可能な計画か
 - エ 施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか
- ④ 事業計画に沿って計画的で適切な運営を安定して行う能力を有していること。
 - ア 職員の採用計画や職員が保有する資格、経験は学童保育所の運営に十分か
 - イ 職員の指導やキャリアアップが具体的で優れているか
 - ウ 申請団体の資本金や信用度が優れているか
 - エ 施設の管理運営に必要な経験と実績（類似施設等での実績含む。）を備えているか
 - オ 社会貢献活動への取組は十分か

(2) 選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※ 面接審査は、令和8年8月上旬を予定しています。日時等詳細は後日ご連絡します。

1 3. 選定結果及び理由の通知

応募者に、令和8年9月中旬をめどに、選定結果を文書にてお知らせします。なお、指定管理者は、栗東市議会の議決を経て決定（指定）されます。

※ 議決後、業務執行上必要となる事項を市と指定管理者の協議により協定として締結します。

※ 施設の詳細については、「栗東市学童保育所管理運営業務仕様書」を参照してください。

1 4. その他

- (1) 指定管理者指定申請書その他提出された書類は、公開することがあります。
- (2) 管理業務等の実施中に故意又は過失により市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない団体は、保険に加入する必要があります。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできません。

- (4) 申請後、辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出してください。
- (5) 本市職員及びその他本件関係者に対して、本件についての接触を禁じます。そのような事実が認められる場合や、提出された書類に虚偽の記載があった場合には、失格になることがあります。